

○議長（石橋英和君）順番2、9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）私は、次の2点について質問いたします。

第1は、市営住宅の連帯保証人の責任に関する、市のあまりにも理不尽な態度を改めることを求める。第2に、選挙において、区や自治会が特定の候補者を推薦するという悪慣習をやめさせることを求める。

以上であります。

まず、第1の質問について伺います。

市営住宅の管理については、条例で「入居者に3カ月以上の滞納があった場合には、納付指導を強めるとともに、連帯保証人に通知して納付協力を依頼する」と定めております。

本件では、納付指導が不適切であった上に、連帯保証人に対して右の通知がなされたのは、滞納開始から2年経過後でありました。さらに、入居者が死亡後も不正入居者が居座り続けたにもかかわらず、市当局は、条例や要綱に定めた明け渡しを含む手続きを適正に執行しなかった。市当局は、管理の不十分さを認めているにもかかわらず、連帯保証人に対して、不正入居者の賠償額を含む約4年分の家賃全額の支払いを求めて、和歌山地裁に提訴した。同地裁は、市当局自身も認める不手際を全く無視して、市側全面勝訴、連帯保証人に対して160万円の支払いを命ずる判決を言い渡した。

市当局は、自らの不手際、怠慢が損害額の膨張・拡大に大きく加担しているにもかかわらず、裁判所の裁判が正しいという。不服があるなら上訴しなさいと。上訴しないで裁判が確定したならば、当然、全額強制執行する

という。

市当局は、市民の正当な権利や利益を守る義務を持っている。しかし、市当局の実態は、この義務を果たすどころか、自らの不手際から発生した損害までも市民に負担させて平然としている。そんな態度に市民が納得すると考えているのか。たとえ裁判所の判断であっても、誤りが明々白々であるなら、常識によって判断し、勇気を持ってはっきり誤りと言うべきである。

次に、第2の質問です。選挙において、区や自治会が特定の候補者を推薦するという悪い慣習をやめさせる、この求めについて伺います。

区や自治会が特定の候補者を推薦するということにより、事実上、①住民が心理的圧迫を受ける。②自分の支持する候補者を応援することを抑え込まれる。③自分の支持しない候補者の応援に駆り出されたりというように、住民は極めて理不尽、不自由、不当な立場に置かれている。これは、有権者が自分の自由意思で応援して投票するという民主主義の大原則に反するものであり、民意がねじ曲げられた欠陥選挙によって議員を選んでいることとなります。この問題は極めて重要であり、私が議会で繰り返し取り上げてきたし、議会に対して請願も出されたが、一顧だにされることはなかったという経緯があります。

しかし、民主政治の根幹を成す、選挙の自由、表現の自由、行動の自由を踏みにじって平然と実施されている欠陥選挙を座視するに忍びがたく、今議会でも取り上げる次第であります。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君の質問項

目1、市当局の姿勢に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）松浦議員のご質問にお答えします。

本市の市営住宅において家賃滞納があった場合には、まず、使用者に対し督促状、催告書を送付し、来課要請をして協議を行います。改善が見られない場合には、連帯保証人に連絡することになります。さらに改善が見られない場合には、使用者、連帯保証人双方に催告書を送付しますが、その後の指導・協議にも応じず、改善が見られない場合には、司法の場において公平・公正な判断を受けるべく、訴訟を前提とした手続きを基本として進めています。

しかし、市営住宅は低所得の住宅困窮者に対し、住居の確保と生活支援を目的としていることから、まずは滞納解消を促すとともに、使用関係の適正化を図ることから、過去には基本どおり厳密に進められていない場合もありました。

こうしたことから、裁判において判決または和解の勧告があった場合には、それまでの経過等も踏まえ対応を検討することとしています。

なお、訴訟となれば、関係者にとって心身や経済的にも大きな負担となることから、まずは滞納が高額となる前の解決に向け、住宅使用者はもちろん、連帯保証人に対しても早期に接触を図るとともに、滞納解消に向けた積極的な取り組みを今後とも継続しますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そういう、今の答弁が

きちんとなされなかったということから、こういう事例が生じたんでしょう。きれいごと言うたって、やることやってなかったらしようがないんじゃないですか。全然、今だって反省の弁なかったように思いますけどね。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）市営住宅のほうで滞納がございますと、すぐに督促状を送付いたします。3カ月たちますと、自動的にまた催告書も送付するわけでございますけれども、前年の同時期に比べまして、さらに3カ月以上の滞納がございますと、その段階で来課要請をいたしまして、直接本人と、いろいろ滞納の解消に向けての協議をさせていただきます。その上で改善が見られないということであれば、連帯保証人の方に連絡をするわけでございますけれども、議員おただしの案件につきましては、滞納が始まりましたすぐに、使用者に対していろいろ接触を図ったわけでございます。

その後、単発的で額もわずかではございますけれども、その使用人からの部分金の支払い等もあったということで、とにかく使用関係の解消を図るということで進めたわけでございます。

ただ、しかし結果的には、その連帯保証人の方に連絡するまでの間、2年あまりを要したということに関しましては、やはり、その規則といいますか、に関して厳密的に進めなかったということについては、反省すべき点であるというふうに認識をしております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら、160万円の損害が発生するということで訴訟を提起されたんですけども、その中に、160万円に拡大する、あるいは膨張するまでに、市の責任というのは何らかの形で、その一部でも、100分の1でも、あるいは2分の1でも3分の1でも、あ

るとお考えですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）最終的には百六十数万円という金額になったわけでございますけども、まず、滞納が始まりましてから2年あまり、連帯保証人の方に連絡するまでには時間がかかったわけでございますけども、その段階では、その金額、160万円には達しておりませんでした。連絡した後につきましては、連帯保証人の方とも接触を図らせていただいて、滞納の解消に向けていろいろ取り組みをしたわけでございますけども、結果的には、その後も額が増えまして、最終的に大きな金額になったということでございます。

滞納が開始されましてから、その2年間の間につきましては、やはり早期に連絡をすれば、その額の解消というんですか、のところにはつながった可能性というのはあったかというふうに思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）不正入居者が入ったときでも、それに対して適切な措置をとらなかったと。要綱によったら、不正入居者明け渡し請求しますとなってますやん。そういう規則をきっちりやってくれるという前提のもとに、連帯保証人になってるんです。それをきっちりやってこなかったと。160万円に膨れ上がる内容としては、市の過失あるいは怠慢の影響もあったと。ここは認めるか認めないか。あったかなかったの話、明確に答弁してください。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）絶対ということにはならないと思いますけれども、そういう取り組みを厳密に進めておれば、滞納額が少なくなった可能性というのはあったかと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら、160万円全部

請求するというのは、おかしいんじゃないですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回の案件につきましては、そういったことで、連絡するまでの間に長期にわたったということもございませし、また、入居者に関する複雑な事情等もございました。ということで、訴訟するにあたりましては、いろいろ弁護士とも相談をいたしまして、そういった状況も勘案して、いろいろ検討したわけでございます。

ただ、しかし、そういった状況の中で、市のほうで、そういった割合につきまして判断するというのは困難であるという判断から、最終的には司法の場において、それまでの状況等をすべて明らかにした上で、司法の場で公平・公正な判断をしていただこうというふうに決定したところでございます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら、判決が出て、160万円支払いなさいというときに、市の一部、市の責任の一端はこの中に含まれているというのであれば、今、言われましたよね。160万円のうちで、市の責任があるから膨れた分があるんだと。そうだとすれば、160万円全面勝訴という判決に対して、文句があるんだったら上訴して争いなさいと。もし、上訴しなければ、確定すれば160万円強制執行しますよと、市長以下言いましたよね。それ、どうということですか。私、矛盾した考えで平然と押し切っていこうとしているように思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）ただ今申し上げましたとおり、最終的に、それまでの経過等を全て明らかにした上で、司法の場でご判断をいただくというふうにしたわけでございます。出た判決については、市として、また組織と

しては、それに従うべきであろうかなというふうを考えております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）160万円の何がしかは市が責任があると言いながら、裁判所は全部払えと言うんだから、間違っただけについて従え、市当局がですよ、市民の正当な権利を守る義務がある市当局が、自分の責任において発生させた損害までも連帯保証人に強制執行すると。そんなばかなことないんじゃないんですか。市長、どうですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

先ほど部長が言いましたように、司法の判断にお任せするというのを決定し、議会の議決もいただきました。そして、完全勝訴という形になったわけです。その中で、今度、高裁のほうにおいては和解勧告も出ましたので、和解をしたということになります。

私らコンプライアンスを守っていかなあかん部分で、裁判所からそれを支払えということに決まれば、それを請求していくというのは、これはもう当たり前のことだと思います。160万円払いなさいという結果が出れば、私どもは払っていくというのが、税金を納めていただいている市民に対する責任やと思ってますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら、市長の考えとしては、自分たちが、僕が言うのは、灰色の部分でわけわからんから、裁判所にその判断を求めてきちっと処理していこうと。これはわかるんですよ。しかし、160万円のうちの何十万円かは市の責任で拡大したにもかかわらず、全面勝訴と。これは裁判が間違っている。明々白々に間違っている話でしょう。明々

白々に間違っている裁判に対して、お前は間違っていると言えないんですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）裁判所の判断を私たちは尊重せなあかんというふうには、法を守る立場としては、それが当然のことやと思います。それで納得しなければ上告してくれればいいわけでありますので、それに対して、今回、私どもは高裁の和解勧告が出ましたので、いろいろ内部で検討して、和解に応じましょうということにいたしましたので、それやったら逆に、罪を犯した人間がグレーゾーンやったら、まあ無罪になることもあるんかもわかりませんが、でも、やっぱり裁判で出た結論に対しては、私たちは守っていく責任があると思いますので、ご理解願います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）事例の出し方が全然無関係の話で、刑事裁判とは何の関係もないので、今の話をすれば、結局、橋本市が連帯保証人に迷惑をかけた。それをわかりながら、裁判所がやれというからやりますよと。これは当然じゃないですかという橋本市の態度ですね。そう理解してよろしいですか。はい。

そしたら、和解で60万円を削ったというのは、最初の裁判が間違っておったと思うから削ったんでしょう。100万円で和解したんでしょう。そこまで行けなかったら、橋本市のへまのツケは連帯保証人に負わされても仕方がないんだという話ですね。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）和解勧告が出たというのは、私どもも、上告をされ、高裁に行ったときに、今の市営住宅の保証人に対する判例とかを確認をして、今、最近はちょっと流れが変わってきているということもあり、そう

いう中で、相手の弁護士等のお話も聞き、私どもの弁護士の話も聞いて、その中で和解を受け入れるということにいたしました。

ですから、これは、判決が下ればそれに従うというのは、先ほどから申しましているように、これは当たり前のことです。160万円支払えという判決が出たら、私どもとしてはそれを請求していくという立場にあります。これがもし逆に、それに従わなければ、逆に市民の皆さんから、裁判に100%完全勝利したものに対して、どうして請求しないかというような、逆に請求も上がってくるのではないかというふうに考えています。一応、正式に裁判をしてそういう結果になったときは、それは橋本市としても、当然それに従っていくということになるかと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私が仮に市長だったら、市民がそういうふうな逆に言われた場合には、この裁判は間違っているんだと。なぜなら橋本市の怠慢によってこれだけ膨れ上がったんだと。だから、この裁判は間違いなんだと。橋本市が独自の判断、政治的な判断で3割減らした、あるいは5割減らした、これが市の結論ですと、僕だったら言いますけどね。

しかし、間違ったということを知っていても裁判に従う。これはしかし、市民の納得を得られますかね。裁判が間違っていないとわかかっていて、いや、どっちかわからんとわかかっていて従ったと。それはみんなの納得も得られるでしょうけど、明々白々に、160万円のうち60万円が、あるいは30万円が、橋本市が怠慢だったために膨れたものだと。これを連帯保証人に責任を負わせて、それでいいというような橋本市であれば、これが橋本市なら、こんなまちに住まんとこうと。こういうところへ引越していくのやめようという方々が出てくると。これは僕の話やなくて、市民の

方からそういうふうに使われた。議会でそう言ってくれと。正しいことは正しいとなぜ言わないんだと。まして、自分のへまを市民にかぶせて平然としている。法律守ってるんだと。そんな市に住みたくないという市民の意見もありました。

それでは、60万円の損害というのは、誰が責任を負うんですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回につきましては、連帯保証人の方のほかに、相続人の方、それから不法に入居していた方がおりますので、残りについては、その関係者のほうにお支払いをいただくような手続きを進めてまいりたいと考えております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そういう、これからこうします、ああしますって、私、3年か4年前に滞納家賃のことで質問したんですよ。そのときには、こうしますから大丈夫、ああしますから大丈夫と。やってなかったからこういうことが生じてるんですよ。議会で一時しのぎにそういう答弁は僕はやめていただきたいと思う。した限りには必ず実現してほしい。実行してほしい。

1問目については、これで終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、区や自治会による特定の候補者の推薦に関する質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）おはようございます。

議員おただしの、特定の候補者に対する区や自治会推薦についてお答えいたします。

候補者が選挙の立候補を行う際の届出関係においては、任意の私的団体である区や自治会など、各種団体の推薦状の添付は公職選挙

法上の届出事項となっておらず、推薦はあくまでも区や自治会の、それぞれの意思に基づいてされているものと考えます。

選挙管理委員会としては、選挙が公明かつ適正に行われるよう確保することが命題であることから、選挙事務において、その選挙の管理執行に努めているところです。

また、投票所における有権者の投票については、個人の意思に基づいて投票用紙に記述し、投票をいただいていますので、投票の自由は確保されているものと考えています。

したがいまして、議員おただしの区や自治会が特定の候補者を推薦することについては、それぞれの団体の中で議論されるものであり、団体の自主判断によるものと考えていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）前と同じ答弁ですね。

私がこういう質問をするというのは、結局、あるいは労働組合とか宗教団体とか、あるいは別の団体、そういう団体と区や自治会とは性格が違うと。区や自治会は、民生委員を推薦したり、母子保健推進員の推薦をしたり、また、区内や自治会の地域内での工事、そういうものを区長を通して市に上げると。その他、広報の配布、協力金を与えていると。極めて公的性格が強い、そういう団体なんです。

例えば、農協があの人を推薦しているといったって、あるいは、どこかの会社があの人を推薦している、組合が推薦しているといったって、別にそんなに大きな影響はないんですけども、区が推薦している、区長をはじめ区の役員が頑張っってやり出した、そういうときに、公的性格を持った区がやり出したこととは性格が違う。影響力が違う。これは明々白々だと思うんです。

その辺、単に任意団体だから、だから自由にやってもええと。純粋な任意団体やったらそれでもいいと思うんですけども、準公的な性格を有する自治会、あるいは区がそういうことをするというのは、正当な自由な選挙の実現のためには大きな障害となっていると考えますが、その辺について、どういうお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森本芳克君）先ほどご答弁させていただきましたとおり、区や自治会につきましては、全くの任意団体という形で認識しております。したがいまして、区や自治会が誰を推薦するかというのは、その団体の自主的な判断によるものと考えております。

ただ、議員おただしの準公的なという話にもありますけども、実際、公職選挙法上におきまして、何をもってその区が違反しているか、違反していないかというような規定は全くございませんので、選挙管理委員会としては、先ほど申し上げましたように自主的な判断によるものと考えております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）事務局長にこれ以上お伺いするというのは気の毒なので、私は、市の政治の最高責任者である市長部局に対して伺います。

選挙で一番大事なは何ですかね。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

当然、公正に投票されるものだと思います。そのものについては、候補者の活動、あるいは政策等を判断をして投票をすべきものだというふうに思っています。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そうですね。そういうことも非常に大事です。しかし、選挙というのは、自分の代表を選ぶんだと。自由でなかったらだめだと思っんですよ。今、市長が言われたように、公正な活動を判断する、そのためには自由に選挙運動をさせる、これを保障しなければだめだと思っんですけども、区や自治会がやれば、ほかの地区の候補者を推そうとしたら、区や自治会が推薦して、わしらこれだけ一生懸命やっておるのに、あいつはとんでもないやつだと。言うか言わんかは別として、そういう圧力は必ずあるんです。そしたら、この人はこういう政策をやってきたので、こういう思想を持ってるので、こういう考えでやってくれた、ぜひこの人を推したいという自由は、やっぱり十分に運動できませんわね。抑え込まれる。それでいいんでしょうかね。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）私は別に区・自治会が、もし本当にその候補者が、その地域にとって必要な優秀な人間であるということであれば、それは区の推薦を、区や自治会等が決めるのであれば、それは自由なことやと思います。私も区の推薦を受けてますけど、100%私に対して支援をいただいているということはないと思いますし、逆に区の推薦を受けれる、逆に候補者に議員というのも、私、首長もそうですけども、そういう活動を評価されるようになっていくということは必要ではないかと思っんです。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）おっしゃるとおり、評価されるようになるべきですね。でも、評価するかしないかは、人、個人個人の自由に任せられるべきで、この人がええでと、あいつ

はあかんでと、自由に言えるほうがいいんじゃないですか。それを、区という団体で縛り込んで、抑え込んで選挙するというのは、自由な応援、宣伝によって、いろんな情報を選挙民が得る。それによって判断するということ、妨害していることになるんじゃないんですか。皆、いろんな自由にあの人、この人と、好きな人を応援したらいいんじゃないですか。

区でこの人を応援したから、ほかの人をなかなか応援しない、しがたい、しにくい。村八分にされたらかなわんさかい。現実、そういう人が私に電話くれたり、また、会うたときに、松浦さんようやってくれとと。あれ、ほんまに俺、かなわんのやと。何の関係もないのに出て来いと。ほんであそこ回ってくれ、ここ回ってくれとかね。お茶くみに出てきて来い。そんなこと言われるの、かなわんでと。投票箱の中、心の中はわからないから、投票箱に入れるときはどうかわからんですけども、それに至る過程で、自由に運動させ、自由に応援させるということが完全に侵されている。そういう実態について、市長はいかがお考えですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）確かに、自由意思で投票することは非常に大事なことやと思っんです。ただ、それが果たして市民の皆さん全員がそのように思っているかという、そうでもないと思っんです。それは、区・自治会がこの人を推薦しようというふうに決めれば、それはそれでいいと思っんですし、手段として臨時の区民総会であるとか、区・自治会の総会を開いて推薦を決めていくというふうなやり方もできるでしょうし、私は、区・自治会が推薦することによって、自由な選挙が妨害されるということはないというふうに思っんです。

ですから、先ほども申しましたように、私としては市長として、区・自治会の推薦を出してはいけないというふうなことを区・自治会に申し上げるつもりもありませんし、先ほども申しましたように、自分の活動を評価していただいて、推薦をいただくような候補者になっていきたいというふうに思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私の言うてるのは、議員の心構えとかそういう話じゃなくて、選挙というのは自由に行われるべきであると。その自由がこれによって影響を受ける、束縛される、もちろん全部そうじゃないと思いますけどね。そういう人権という個々人の権利、個人が個人として尊重されるべきだと。民主政治においては、個人が自由に自分の意見を表明して、これは候補者じゃなくて、個人、市民ですよ。国民ですよ。表明して、それで賛同者を募っていい人を選んでいくというのが、民主政治の当然のあるべき姿で、区で、そういうことを事実上抑え込んでいくというようなことは、具合悪いんじゃないですか。

憲法で表現の自由というのが保障されているんですけども、なぜ保障されているか。これは、自由にものを言わせて、その中でいいものを皆が積み上げていって、いい政治をしよう。もし間違ったことがあれば、自由にまた話する中で、意見を出し合う中で是正していこうという話なんです。そうだとすれば、今だって、ほかの人を応援したら村八分にされるというような危惧を冒させる事情、あるいは実態選挙があるというならば、これは問題ありやなど考えるのがまともな人間の話で、何も問題ありませんというのは、民主政治を何も理解してないことじゃないですか。私はそのように判断します。

そしたら、今の話やったら、自治会推薦、区推薦、何も問題ないという市当局の結論で

すね。もう一回確認させてください。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）問題ないと認識しています。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）これ以上押し問答になりますので、私なりに精いっぱい、また今の質問事項が実現されるように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）